障害者支援課支援課施設事業係　集団指導説明資料（読み上げ）

導入
・障害者支援課　施設事業係の参納です。 ・集団指導資料のうち、施設事業係関係についてご説明いたします。 ・資料は、124～137 ページが該当します。 ・令和 4 年度の各種補助制度や委託事業、また、災害対策整備に関する周知等について、一部令和４年度からの変更点とあわせて掲載していますので、ご一読いただき、ぜひご活用ください。 ・今回、施設事業係からは、特に「障害者グループホームバリアフリー化改修補助金」の活用や、「ちゃれんじホームの変更点」について、また、「強度行動障害者支援事業」についてお伝えします。
障害者グループホームバリアフリー化改修補助金」
・まず初めに、バリアフリー化改修補助についてご説明します。 ・資料は、128 ページが該当します。 ・「障害者グループホームバリアフリー化改修補助金」は、入居者の重度化・高齢化に伴い、バリアフリー化改修が必要となった場合に、改修費用の一部を補助するものです。 ・個々の利用者の状態にあわせて必要となる手すりの取り付けや、段差の解消等の改修を行うことで、利用者にとって引き続き住み慣れたグループホームで安心して自立した生活を継続することが可能となります。 ・入居者の重度化・高齢化の進展に伴い、このようなバリアフリー化改修が必要となる事業所も多いかと思います。 ・障害者グループホームを運営するすべての法人が対象となりますので、ぜひ、ご活用ください。
知的障害者地域生活体験訓練事業（ちゃれんじホーム）
・続いて、「知的障害者地域生活体験訓練事業（ちゃれんじホーム)」の令和 4 年度以降の変更点についてご説明します。 ・資料は、131 ページの上段が該当します。 ・本事業は、職場や日中活動先などに通う知的障害のある方が、将来地域で自立した生活を送ることができるよう、概ね３か月間、実際に家族と離れて地域生活を体験することにより、自立に向けた意欲を高められるよう支援するものです。 ・これまで、「ちゃれんじホーム」は、市内 2 か所で各 4 床、計 8 床にて運営しておりましたが、地域生活支援拠点事業所や民間障害者グループホームの整備が進んできたこと等を踏まえ、令和 4 年 4 月より「ちゃれんじホーム」の規模を縮小し、「ちゃれんじホーム筒井」 1 か所・定員 2 名で運営することといたしましたので、よろしくお願いします。 ・なお、「ちゃれんじホーム」の規模は縮小となりますが、本市としてグループホームの体験利用の機能を備えた地域生活支援拠点事業所の整備を推進しており、令和 4 年には 10 か所となります。より身近な地域で将来の自立に向けた生活体験ができますので、拠点事業所のある区にお住まいの方は、ぜひそちらもご活用ください。

強度行動障害者支援事業
・続いて、「強度行動障害者支援事業」についてお伝えします。 ・資料は、134～135 ページ及び別添の「名古屋市強度行動障害者支援事業」パンフレットとなります。 ・強度行動障害については、問題となる行動の内容や、それを引き起こす要因も様々であり、支援にあたってお困りの事業所も多くあるかと思います。 ・本市では、事業所に対する専門支援員の派遣や事業所向けの相談窓口の設置、事業所職員に対する研修などを総合的に行う「強度行動障害者支援事業」を実施しております。 ・特に、「専門支援員派遣事業」は、強度行動障害に対する高度な専門知識や支援技術を習得した専門支援員を実際に事業所に派遣し、強度行動障害に関する学習会から、対象となる利用者のアセスメント、具体的な支援方法の検討、モニタリングまでを事業所の皆様と一緒になって行うことで、行動障害の軽減とともに事業所職員の皆さんの強度行動障害者支援にかかる知識・技術の向上をはかる内容となっております。 ・実際に派遣事業をご利用いただいた事業所からも、好評をいただいております。ぜひお気軽にご相談ください。 ・また、令和 4 年３月 31 日から、「名古屋市強度行動障害者支援事業講演会」をオンライン配信いたします。 ・日々、先進的な支援に取り組まれる社会福祉法人大府福祉会「たくと大府」の林大輔施設長を講師にお招きしての基調講演とともに、本市の「専門支援員派遣事業」における具体的な事例報告を、事業所側と専門支援員側それぞれの視点から行います。 ・強度行動障害やその支援について、実践事例を通じて、また職員の人材育成の視点も交えながら、理解を深められるとともに、本市の取組みについてもよりイメージを持っていただけるような内容となっております。 ・「専門支援員派遣事業のことが気になるけれど、イメージがわかない」といった事業所の方も多いかと思います。 ・視聴は無料です。視聴方法等、詳しくは別紙掲載の案内チラシに掲載しておりますので、ぜひご視聴ください。
強行受入環境整備・強行受入補助
・その他、本市では、事業所において強度行動障害のある方を支援するにあたって必要となる環境整備について、必要な経費の一部を補助する「強度行動障害者受入環境整備補助金」や、強度行動障害のある方を一定割合受け入れている生活介護事業所に対し、そのための職員加配にかかる経費の一部を補助する「強度行動障害者受入補助金」の制度も設けております。 ・資料は 126 ページ及び 129 ページが該当します。 ・強度行動障害者支援事業とともに、これらの補助制度についてもぜひご活用ください。
おわりに
・各種事業について、ご不明な点等ありましたら、障害者支援課の施設事業係までお問い合わせください。 ・以上で、障害者支援課施設事業係の説明を終わります。